



# 鳥取県公報

令和8年3月23日（月）  
第9774号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	住宅確保要配慮者居住支援法人の変更の届出（129）（住宅政策課）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（130・131）（企業支援課）・・・・・・・・ 2
	令和7管理年度におけるするめいかの知事管理漁獲可能量の変更 （132）（漁業調整課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	令和8管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量（133）（〃）・・ 4
	電線共同溝を整備すべき道路の指定（134）（道路企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	砂利採取法による採取計画の認可の公表（135）（鳥取県土整備事務所）・・・・・・・・ 5
	指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出（136）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・ 5

# 告 示

## 鳥取県告示第129号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第61条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務を行う事務所の所在地の変更に係る届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 届出のあった住宅確保要配慮者居住支援法人  
有限会社ファーストコンタクト

- 変更内容

変更する内容	変更前	変更後
支援業務を行う事務所の所在地	鳥取市湖山町東一丁目460	鳥取市気高町下坂本563

- 変更年月日

令和8年3月19日

## 鳥取県告示第130号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグストアウェルネス生田店  
倉吉市生田349-2ほか

- 変更する事項

- （1）大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前 ホームセンタージュンテンドー西倉吉店 倉吉市生田字神主田350

変更後 （仮称）ドラッグストアウェルネス生田店 倉吉市生田349-2ほか

- （2）大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正 鳥根県益田市遠田町2179-1

変更後 株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一  
広島県広島市西区井口明神一丁目1-10

- （3）大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 1,063平方メートル

変更後 1,035平方メートル

- （4）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐輪場の位置

6の書類に記載のとおり

- イ 荷さばき施設の位置

6の書類に記載のとおり

- ウ 廃棄物等の保管施設の位置

6の書類に記載のとおり

- （5）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後7時  
変更後 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前8時30分から午後7時30分まで  
変更後 午前7時30分から午後10時30分まで
- ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
変更前 午前8時から午後7時まで  
変更後 午前6時から午後10時まで
- 3 変更する年月日  
令和8年11月3日（ただし、2(1)、(2)及び(5)に係る事項は令和8年3月3日）
- 4 届出年月日  
令和8年3月2日
- 5 2の変更に係るもの以外の事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一  
広島県広島市西区井口明神一丁目1-10
- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置  
6の書類に記載のとおり
- イ 駐車場の収容台数  
62台
- ウ 駐輪場の収容台数  
10台
- エ 荷さばき施設の面積  
24.0平方メートル
- オ 廃棄物等の保管施設の容量  
6.0立法メートル
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所
- イ 駐車場の自動車の出入口の位置  
6の書類に記載のとおり
- 6 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
令和8年3月23日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局及び倉吉市経済観光部しごと定住促進課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第131号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第

5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和8年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
P L A N T - 5 境港店 境港市竹内団地276
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社P L A N T 代表取締役 三ツ田 泰二 福井県坂井市坂井町下新庄15-8-1
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
変更前 (仮称) P L A N T - 5 境港店  
変更後 P L A N T - 5 境港店
  - (2) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名  
変更前 株式会社P L A N T 代表取締役 三ツ田 佳史  
変更後 株式会社P L A N T 代表取締役 三ツ田 泰二
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
変更前 株式会社P L A N T 代表取締役 三ツ田 佳史  
変更後 株式会社P L A N T 代表取締役 三ツ田 泰二
- 4 変更年月日  
令和7年9月21日 (ただし、3(1)に係る事項は平成17年12月13日)
- 5 届出年月日  
令和8年3月2日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
令和8年3月23日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び境港市産業部水産商工課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第132号

令和7年鳥取県告示第198号(令和7管理年度におけるするめいかの知事管理漁獲可能量について)により告示したするめいかの知事管理漁獲可能量について、令和8年3月9日に次のとおり変更したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
鳥取県するめいか漁業	96トン	196トン

鳥取県告示第133号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、令和8管理年度(令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。)のくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の知事管理漁獲可能量を次

のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和8年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐる (小型魚)	鳥取県くろまぐる漁業	16.1トン
	鳥取県その他漁業	1.0トン
	県留保枠	1.9トン
くろまぐる (大型魚)	鳥取県くろまぐる漁業	15.4トン
	鳥取県その他漁業	1.0トン
	県留保枠	1.8トン

鳥取県告示第134号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	181号	米子市糺町一丁目160地先から同市長砂町476-6地先まで

鳥取県告示第135号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月23日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 米 田 憲 司

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
東雲開発 代表 谷山 洋	鳥取市湖山町 北三丁目468	鳥取市伏野字塚松2530 外6筆（6,758.31平方メートル）	砂（23,867.3立方メートル）	令和8年3月1日から令和9年2月28日まで	令和8年2月26日

鳥取県告示第136号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月23日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
合同会社ふれあい	東伯郡北栄町 国坂279	くらしよ食品	倉吉市東巖城町 213-1	就労継続支援A型	令和8年4月1日